

石巻市地域包括ケア推進協議会規約の一部改正について

1 改正理由

本協議会の検討部会の位置づけの見直しにより、第3条の組織に関する規定の改正、第8条の検討部会に関する規定の削除をするもの。併せて、第11条の経費に関する規定を現状に合わせて改正するもの。

2 改正内容

石巻市地域包括ケア推進協議会規約の一部を次のように改正する。

第3条第11号を「石巻市町内会連合会」に改め、第12号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 石巻市PTA協議会

(13) いしのまき市民公益活動連絡会議

第8条 削除

第11条中「復興庁からの拠出経費及び」を「石巻市からの負担金」に改める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

【 新 旧 対 照 表 】

改 定	現 行
(組織)	(組織)
第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる組織の選出者等をもって構成する。	第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる組織の選出者等をもって構成する。
(1) 石巻市医師会	(1) 石巻市医師会
(2) 桃生郡医師会	(2) 桃生郡医師会
(3) 石巻歯科医師会	(3) 石巻歯科医師会
(4) 石巻薬剤師会	(4) 石巻薬剤師会
(5) 石巻市社会福祉協議会	(5) 石巻市社会福祉協議会
(6) 石巻市民生委員児童委員協議会	(6) 石巻市民生委員児童委員協議会
(7) 石巻市老人クラブ連合会	(7) 石巻市老人クラブ連合会
(8) 石巻市身体障害者福祉協会	(8) 石巻市身体障害者福祉協会
(9) 石巻市地域連携会議	(9) 石巻市地域連携会議
(10) 石巻市介護保険運営審議会	(10) 石巻市介護保険運営審議会
(11) <u>石巻市町内会連合会</u>	(11) <u>石巻地域包括支援センター運営協議</u>
(12) <u>石巻市PTA協議会</u>	<u>会</u>
(13) <u>いしのまき市民公益活動連絡会議</u>	
(14) 宮城県	(12) 宮城県

<p>(15) 石巻市</p> <p>(16) 前各号に掲げるほか、会長が必要と認める者</p> <p>第8条 削除</p> <p>(経費)</p> <p>第11条 協議会の経費は、<u>石巻市からの負担金</u>その他の収入をもってこれに充てる。</p>	<p>(13) 石巻市</p> <p>(14) 前各号に掲げるほか、会長が必要と認める者</p> <p>(検討部会)</p> <p>第8条 第2条の事業を調査検討するため、石巻市地域包括ケア推進協議会検討部会(以下「部会」という。)を置くことができる。</p> <p>2 部会員は、会長が指名する。</p> <p>3 部会には座長1名と副座長1名を置き、部会員から互選する。</p> <p>4 部会は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。</p> <p>5 座長が不在の場合は、副座長が議長となる。</p> <p>6 部会員以外の者であっても、座長の要請がある場合は、部会で意見を述べることができる。</p> <p>7 部会は、第2条に掲げる事業を調査検討した結果については、協議会に報告しなければならない。</p> <p>8 部会員の任期は、指名した日から専門的な事項の調査検討が終了する日までとする。</p> <p>(経費)</p> <p>第11条 協議会の経費は、<u>復興庁からの拠出経費及び</u>その他の収入をもってこれに充てる。</p>
--	---